

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から47年3月まで

昭和45年2月ごろ、父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は両親が集金人に納付してくれていた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月以降、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付していることが確認でき、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の両親も、38年4月以降、60歳になるまで保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、45年10月から同年12月までの間に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、当該期間の保険料は、現年度納付が可能である上、申立人の両親は当該期間の保険料を現年度納付していることが確認できることを踏まえると、当該期間の保険料についても納付されたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和45年2月及び同年3月の国民年金保険料については、上記の国民年金の加入時点では、当該期間の保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無

い。

また、申立人の両親又は申立人が申立期間のうち、昭和 45 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 京都国民年金 事案 2014

### 第1 委員会の結論

申立人の平成16年6月の半額免除の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月

平成16年6月は、全額免除が承認されているとのことであるが、国民年金保険料の半額免除申請等の記憶は有るものの、この月だけを全額免除申請した覚えは無いので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年9月9日に国民年金保険料の半額免除申請手続きを行い、申立期間を含む16年4月から同年6月までについて半額免除承認され、同年4月分については同年5月31日に、同年5月分については同年6月30日に、申立期間である同年6月分については同年8月2日に、口座振替により納付していることが、国民年金保険料免除申請書及びオンライン記録から確認できる。

また、申立人は、申立期間について、国民年金保険料の全額免除申請手続きは行っていないとしており、申立期間前後の期間は半額免除の期間であることから、申立期間についてのみ、全額免除申請手続きを行う事情も見当たらないことを踏まえると、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の半額免除の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成16年8月から17年4月までは10万4,000円、同年5月から同年8月までは11万円、同年9月は10万4,000円、同年10月から18年9月までは11万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②、③、④及び⑤に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、各申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月28日は15万円、17年7月29日及び同年12月29日は20万円、18年7月31日は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間⑥に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成18年10月から19年4月までは11万円、同年5月は11万8,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間⑦及び⑧に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、各申立期間の標準賞与額に係る記録を18年12月31日は25万円、19年7月31日は17万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成16年8月1日から18年10月1日まで  
② 平成16年12月28日  
③ 平成17年7月29日  
④ 平成17年12月29日  
⑤ 平成18年7月31日  
⑥ 平成18年10月1日から19年10月1日まで  
⑦ 平成18年12月31日  
⑧ 平成19年7月31日

申立期間①について、社会保険庁（当時）の記録では、有限会社Aの給与明細書で控除されている保険料に見合う標準報酬月額よりも低く届けられており、申立期間②、③、④及び⑤については、賞与の保険料が控除されているにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

申立期間⑥について、社会保険庁の記録では、B株式会社の給与明細書で控除されている保険料に見合う標準報酬月額よりも低く届けられており、申立期間⑦及び⑧については、賞与の保険料が控除されているにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧について、申立人は申立期間の標準報酬月額の相違及び標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額及び標準賞与額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額及び賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①について、申立人が所持している有限会社Aに係る給与明細書及び元税理士事務所が保管する賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額から、申立人の標準報酬月額に係る記録を平成16年8月から17年4月までは10万4,000円、同年5月から同年8月までは11万円、同年9月は10万4,000円、同年10月から18年9月までは11万円に訂正することが妥当である。

申立期間②、③、④及び⑤について、上記給与明細書及び賃金台帳から、申立人はその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、上記給与明細書及び賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年12月

28日は15万円、17年7月29日及び同年12月29日は20万円、18年7月31日は25万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、有限会社Aは、標準報酬月額届出については実際の給与額より低く届出を行ったこと及び標準賞与額については届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額及び標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑥のうち、平成18年10月から19年5月までの期間について、申立人が所持しているB株式会社に係る給与明細書及び元税理士事務所が保管する賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額から、申立人の標準報酬月額に係る記録を、18年10月から19年4月までは11万円、同年5月は11万8,000円に訂正することが妥当である。

申立期間⑦及び⑧について、上記給与明細書及び賃金台帳から、申立人はその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

なお、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、上記給与明細書及び賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年12月31日は25万円、19年7月31日は17万5,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B株式会社は、標準報酬月額届出については実際の給与額より低く届出を行ったこと及び標準賞与額については届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額及び標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑥のうち、平成19年6月から同年9月までの期間については、上記給与明細書及び賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額又は同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和27年12月16日に、同社B支店における資格取得日に係る記録を同年12月16日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月17日から28年2月15日まで  
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A株式会社で勤務していた期間のうち、昭和27年12月17日から28年2月15日までの加入記録が無いことが分かった。申立期間については同社B支店に勤務しており、加入記録が無いことは納得できない。申立期間について厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社に保管されている「労働者名簿」の記録及び元同僚等の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記「労働者名簿」においてA株式会社本社から同社B支店への発令日が昭和27年12月16日と記載されていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人のA株式会社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和28年2月の記録から、

8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和57年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月31日から同年2月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和57年1月31日から同年2月1日までの1か月間について未加入となっていることが分かった。この間は、A株式会社B支社管轄の同社C営業所より、D市の同社本社に転勤した時期で、継続して勤務していたことは間違いない。申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社発行の申立人の在籍証明書、Aグループ企業年金基金の加入者記録票、A健康保険組合の記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（同社B支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、Aグループ企業年金基金提出の申立人の加入者記録票において、同社本社への異動日が昭和57年2月1日と記載されており、事業主も当該記録を認めていることから、同社B支社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人のA株式会社

B支社における昭和56年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の給与より昭和57年1月分の保険料を控除したが社会保険事務所に納付していないこと及び申立人のA株式会社B支社に係る資格喪失日を同年1月31日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和46年7月1日に、B株式会社における資格取得日に係る記録を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年6月は6万円、同年7月は4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月30日から同年8月1日まで

私は、昭和45年4月から平成20年7月まで社内異動はあるもののB株式会社に継続して勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間にA株式会社からB株式会社に転勤した時期の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、調査の上、厚生年金保険の加入記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している、B株式会社が発行する社内異動歴及び複数の元同僚の供述により、申立人がB株式会社のグループ会社に継続して勤務（A株式会社からB株式会社に異動）していたことが認められる。

また、B株式会社に照会したところ、「申立期間当時、厚生年金保険の資格取得及び資格喪失に係る届出は、社内異動歴のとおり行っているので、申立人は継続勤務し、厚生年金保険に加入しており、厚生年金保険料も控除していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については、上記「社内異動歴」における昭和46年7月1日付けの「出向帰任」の記載から、A株式会社の資格喪失日及びB株式会社の資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和46年5月の記録から同年6月は6万円、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の同年8月の記録から同年7月は4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業主は、申立人に係る社内異動歴のとおり資格取得及び喪失届を社会保険事務所（当時）に行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和22年5月5日、資格喪失日は26年4月5日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年5月から23年7月までは600円、同年8月は3,300円、同年9月から24年1月までは3,600円、同年2月から同年4月までは5,400円、同年5月から25年8月までは6,000円、同年9月から26年3月までは7,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月5日から26年4月5日まで  
昭和22年5月5日に株式会社Aに入社し、26年3月31日に懲戒解雇されるまで本社工場において組立工として継続して勤務していたが、同社に係る厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者台帳において、昭和22年5月5日に被保険者資格を取得し、25年9月までの期間における標準報酬月額の月額変更等が行われた記載はあるが、資格喪失日が記載されていないことが確認できる。

しかし、複数の元同僚の供述及び株式会社Bが保管している申立人に係る従業員名簿では、申立人について、昭和22年5月5日付けで「組立工見習採用」、26年4月4日付けで就業規則「第58条2、13、22、28項」の規定に該当したことにより懲戒解雇された旨記載されていることから、申立期間において申立人が当該事業所に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和22年5月5日、喪失日は26年4月5日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る上記被保険者台帳の記録から、昭和22年5月から23年7月までは600円、同年8月は3,300円、同年9月から24年1月までは3,600円、同年2月から同年4月までは5,400円、同年5月から25年8月までは6,000円、同年9月から26年3月までは7,000円とすることが妥当である。

## 京都国民年金 事案 2015

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、送付されてきた納付書により 3 か月ごとに納付していた。申立期間の保険料は還付したとされているが、還付を受けた記憶は無く、申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書により納付しており、還付された記憶は無いと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 1 月に払い出されていることが確認でき、この時点で納付可能な 59 年 10 月から 60 年 12 月まで 3 か月ごとの過年度保険料を納期限内に納付していることが、A 郵便局から社会保険事務所（当時）へ通知した領収済通知書により確認できるものの、申立期間の保険料については、「63 年 4 月末日」と記載されている納期限後である 63 年 5 月 31 日に納付されていることが領収済通知書により確認でき、同通知書には、「還付 20,220 時効」、「入力済 63.6.6」の記載が有り、このことは、「発生年月日 昭 63.6.6」、「過誤納理由 時効期間納付」、「決議 昭 63.8.8」とされ、同年 9 月 20 日に申立期間の保険料 2 万 220 円が、A 郵便局に送金されていることがオンライン記録からも確認でき、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都国民年金 事案 2016

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から同年3月まで  
家族全員が国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料については、納付書が送付されてくれば、両親と一緒に納付してくれていたはずである。申立期間が未納となっていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の両親が納付してくれていたはずであると主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、申立人の国民年金の記録管理は平成9年1月1日に導入された基礎年金番号によって行われており、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、国民年金の被保険者資格取得日は12年4月1日とされていることがオンライン記録により確認でき、このことは申立人が所持する年金手帳の記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の両親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都国民年金 事案 2017

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月から3年3月まで

私がバイクを購入したので、学生であった平成2年1月ごろ、事故で障害になったときのためにと母親が国民年金の加入手続を行い、毎月、約1万円の国民年金保険料を納付してくれていたもので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年1月ごろにA市に居住していた申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、B市C区に居住していたことが戸籍の附票から確認でき、平成3年5月13日に同市C区で発行された申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」は同年4月1日と記載されていることが確認でき、このことは、同市の国民年金収滞納一覧表の記載とも一致していることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から49年3月まで  
私の国民年金の加入手続や申立期間の国民年金保険料の納付は、亡くなった母親が行ってくれていた。両親の保険料が納付されているのに、私の保険料を納付しなかったとは考えられない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、亡くなった申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年12月に申立人の兄と連番で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できるものの、当時の被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間のうち、37年11月から44年3月までの国民年金保険料は未納、同年4月から49年3月までは免除期間とされていることが確認できる上、申立人と連番で同手帳記号番号が払い出されている申立人の兄も、申立期間は未納又は免除期間である。

また、申立人の両親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都国民年金 事案 2019

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成4年2月まで

私が20歳になったので国民年金の加入手続を行ったと、父親から聞いており、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。私の名の読み方は「A（カナ）」であるが「B（漢字）」という漢字を使っていたこともある。

なお、父親の年金加入・納付状況が重要であるのでこれについても調べてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったので国民年金の加入手続を行ったと、申立人の父親から聞いており、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずであると主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりC県内すべてについて「D（漢字）」、「B（漢字）」及び「A（カナ）」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、このことは申立人が所持する年金手帳に国民年金の記録が無いことから確認できることから、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申

立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

なお、申立人の父親は厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、昭和 62 年 1 月以降、申立期間を含め 60 歳になるまで国民年金保険料をすべて納付していることは確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都国民年金 事案 2020

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から49年9月まで

申立期間当時はA県B市内の株式会社Cに勤めており、申立期間の国民年金保険料は給与から毎月差し引かれていた。申立期間が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、勤務していた会社が申立期間の国民年金保険料を毎月の給与から控除し、納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(\*)は、昭和44年10月にD県E市で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できるが、同市の国民年金被保険者名簿には、保険料を納付した記録は見当たらず、加入の翌月である同年11月10日に市外(B市)へ転出した旨が記載されている。

また、申立人には、国民年金手帳記号番号(\*)が昭和36年9月にF市G区で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できるものの、同手帳記号番号の記録は、50年1月にH町で払い出された同手帳記号番号(\*)の記録に統合されていることが、当時の被保険者台帳である特殊台帳により確認でき、同台帳において、申立人は42年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失後、申立期間において国民年金に再加入した形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間において、申立人はF市G区、D県E市、同県I市及

びJ県K市に居住していたことが戸籍の附票により確認できるが、国民年金保険料は被保険者が居住する住所地の市町村が収納することとされており、申立人が勤務していたA県B市内の会社が上記の4市に係る申立人の保険料を申立人の給与から控除して納付していたとは考え難い。

加えて、申立人の勤務先の会社又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都国民年金 事案 2021

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から47年3月までの期間及び49年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から47年3月まで  
② 昭和49年4月から59年3月まで

昭和50年3月、結婚を機にA区役所へ手続に行った際、国民年金の窓口に行くよう言われ、同窓口の職員から、20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付できると勧められ、国民年金に加入して、数回に分けて保険料を納付した。その後の保険料も毎月、区役所等で納付した。申立期間が未納になっていることには納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年3月、A区役所の職員に20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付できると勧められ、国民年金に加入して夫婦一緒に保険料を納付し、その後の保険料は毎月納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年10月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した時点で、申立期間①及び申立期間②の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

さらに、申立期間②のうち、申立人が現年度納付したと主張する昭和50

年4月以降については、B市が昭和51年度以降の国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人夫婦は登載されておらず、同市では、申立人夫婦を国民年金被保険者として管理していなかったものと考えられ、当該期間の保険料は現年度納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都国民年金 事案 2022

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月から同年8月まで

申立期間の国民年金保険料について通知が有り、A市Bに在る年金センターに出向いて3万5,000円ぐらいの国民年金保険料を納付した。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について通知が有り、A年金相談センターに出向いて納付したと主張している。

しかしながら、C市の国民年金被保険者名簿には、申立人が平成4年9月4日に厚生年金保険に加入したことにより同日に国民年金被保険者資格を喪失後、申立期間において、同資格を再取得した記載は無く、同資格を17年4月1日に再取得するまで、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる上、A年金相談センターの設置は、16年2月26日であることが確認できる。

なお、平成17年4月から同年8月までの国民年金保険料は、18年6月10日にD社会保険事務所（当時）の職員により過年度徴収されていることが、「国民年金保険料現金領収証書」により確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号

番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都国民年金 事案 2023

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年5月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年5月から62年12月まで

私は会社を退職と同時に結婚し、昭和57年5月ごろ、集金人を通じて国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、3回ぐらいにわたり、夫の分と一緒に、何10万円単位で集金人に納付したはずである。申立期間の保険料が未納になっていることには納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年5月ごろ、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、申立人の夫の分と一緒に集金人に納付したはずであると主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりA県内すべてについて旧姓を含め、「B（漢字） C（カナ）」及び「D（漢字） E（カナ）」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる上、申立人と一緒に保険料を納付したとする申立人の夫についても申立期間について納付は確認できない。

なお、申立人の国民年金の記録は平成9年1月1日に導入された基礎年金番号により管理されており、申立人は、15年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得し、同年4月から同年9月までの国民年金保険料を申立人

の夫と納付していることがオンライン記録により確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都国民年金 事案 2024

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年3月

結婚したので昭和62年4月ごろ国民年金に加入した。A市役所から未納期間の国民年金保険料を納付するよう電話が有り、納付書が送られてきたので、申立期間の保険料を半年分ずつか1年分まとめて納付し、60年4月からは3か月ごとに納付した。申立期間が未納とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年4月ごろ、婚姻を契機に国民年金に加入し、納付書により申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年6月に払い出されていることが前後の被保険者の記録により確認できることから、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認され、この時点で、申立期間については既に時効により保険料を納付できなかつたものと考えられる。

なお、申立人は、納付可能な昭和60年4月から62年3月までの国民年金保険料をB社会保険事務所(当時)が同年6月15日付けで発行した納付書により、3か月分ずつ同年7月21日から8回にわたって過年度納付していることが、領収済通知書から確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚

姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都国民年金 事案 2025

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から8年3月まで

私は、勤務していた会社に厚生年金保険制度が無かったため、平成7年1月ごろ、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は妻が納付してくれていたはずである。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年1月ごろ、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は申立人の妻が納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人に国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりA県内すべてについて「B（漢字）」及び「C（カナ）」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から59年3月まで

昭和50年3月に結婚を機にA区役所に手続に行った際、国民年金の窓口に行くよう言われ、同窓口の職員から、20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付できると勧められ、国民年金に加入して、数回に分けて保険料を納付し、その後の保険料も毎月、区役所等で納付した。申立期間が未納になっていることには納得できないので、調査してほしい。

なお、昭和58年11月から59年3月までの国民年金保険料の納付を促す納付書を所持しており、これは、既に国民年金に加入していたことを証明している。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年3月、A区役所の職員に20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付できると勧められ、国民年金に加入して保険料を納付し、その後の保険料も毎月納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年10月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立人が国民年金に加入した時点で、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立期間のうち、申立人が現年度納付したとする昭和50年4月以

降について、B市が昭和51年度以降の国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人夫婦は登載されておらず、同市では、申立人夫婦を国民年金被保険者として管理していなかったものと考えられ、申立人は、当該期間の保険料を現年度納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、国民年金に加入していた根拠であるとして、昭和58年11月から59年3月までの国民年金保険料に係る未使用の国庫金納付書を提出しているが、同納付書は申立人が国民年金に加入後に発行されたものと考えられる。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 1 月 22 日から同年 2 月 1 日まで

平成 2 年 1 月 22 日に株式会社 A（現在は、株式会社 B）に入社し、同年 9 月 7 日まで勤務していた。同年 1 月 22 日から同年 2 月 20 日までの賃金対象期間の給与から保険料を控除されているにもかかわらず、会社は被保険者資格の取得日を同年 2 月 1 日で届け出ている。私が所持する給与振込の普通貯金通帳では、平成 2 年 3 月 5 日に支払われた給与額と同年 4 月 5 日に支払われた給与額は、ほぼ同額である。被保険者資格取得日は、平成 2 年 1 月 22 日であることを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する雇用保険被保険者証の記載から、申立人が申立期間において株式会社 A に勤務していたことは認められる。

しかし、株式会社 B は、当時の資料は保管していない旨を回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、株式会社 B の総務担当者の供述から、同社における給与は毎月 20 日締め翌月 5 日支払いであることが推認できることから、賃金対象期間が平成 2 年 1 月 22 日から同年 2 月 20 日までの期間である同年 3 月 5 日振込分の給与は 2 月分給与と考えられる。また、申立人の当時の勤務日数は資料が無いため不明であるが、勤務可能日数がほぼ同じである同年 3 月 5 日の振込給与額と同年 4 月 5 日の振込給与額がほぼ同額であることから、1 か月分の厚生年金保険料が控除されていることが推認され、当該

保険料は同年2月分の厚生年金保険料であったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間当時、株式会社Aに申立人と同様に派遣社員として勤務していた元社員は、「入社日の翌月から厚生年金保険に加入した。」と回答しており、申立期間当時、当該事業所においては、すべての従業員について入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 60 年 7 月 1 日から 63 年 7 月 31 日まで  
②昭和 63 年 8 月 1 日から平成 4 年 10 月 31 日まで

私は昭和 60 年 7 月 1 日から 63 年 7 月 31 日までは A 医院に医療事務の助手として、また、同年 8 月 1 日から平成 4 年 10 月 31 日までは B 医院に医療事務の正社員として就職し勤務していたが、上記期間について厚生年金保険に加入していた記録が無い旨の回答を社会保険事務所(当時)からもらったので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 医院の現在の事業主は、「当時の資料を保管しておらず不明であるが、申立人がパート契約で勤務していたことを記憶している。しかし、同院は社会保険に加入していないため保険料控除はしていない。」と回答している。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、オンライン記録において、A 医院が申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人は当時の同僚を記憶しておらず、申立内容について確認できる供述を得ることができない。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無く、申立期間において、申立人は国民健康保険に加入していることが確認できる。

申立期間②について、B 医院の事業主の供述、雇用保険の加入記録及び C 県医師国民健康保険組合の加入記録から、申立人が申立期間の一部につ

いて、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主は当該事業所の新規適用は平成8年4月からであったため厚生年金保険料を控除していない旨を回答しており、オンライン記録においても、B医院が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成8年4月1日からであることが確認できる。

また、複数の同僚は、当該事業所が厚生年金保険に加入する平成8年4月までは、「国民年金に加入した。」と供述している。

さらに、申立人は申立期間のうち、平成4年2月26日から同年12月2日まで国民健康保険に加入している記録が確認できる上、申立人が所持する雇用保険受給資格者証によると、申立人の離職年月日は平成4年2月25日であり、給付制限期間満了後の同年6月6日から同年9月3日まで雇用保険の失業給付を受給している記載があることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 1 日から同年 8 月 31 日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、昭和 31 年 3 月 1 日から同年 8 月 31 日まで株式会社Aに勤務していたが、その期間の年金記録が無いことが分かった。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに申立期間当時勤務していた複数の同僚の供述から、申立人は申立期間の一部において、株式会社Aに勤務していたと推認できる。

しかし、株式会社Aの事業主に照会したところ、「申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、資料も保管していないことから当時の状況は不明である。」と回答しており、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間当時、株式会社Aで勤務していた元同僚に対し照会を行ったところ、回答のあった複数の同僚について、記憶する入社時期よりも厚生年金保険の被保険者資格取得時期が遅いことが確認できる上、そのうち一人の同僚は、「当時の事業主は、従業員が長く勤務すると思えば、しばらくしてから厚生年金保険に加入させる等、あいまい 手続を曖昧にしていたと思うので、社員全員に対して厚生年金保険に加入することはなかったと思う。」と供述していることから、申立期間当時、当該事業所においては、すべての従業員について入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号も連続しており欠番も無く、申立期間における申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 京都厚生年金 事案 2117 (事案 664 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで

私は、中学卒業後、職業訓練校（当時）でA科の課程を修了し、同校の紹介でB社（現在は、C株式会社）に入社した。社会保険完備の会社として紹介されているので、入社後6か月間も厚生年金保険の未加入期間があることがおかしい。前回の申立てで認めてもらえなかったことについても納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間当時の複数の元同僚の供述から、申立人がB社において勤務していたことは推認できるものの、厚生年金保険料の控除について確認できる供述及び関連資料を得ることができないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年4月2日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料として、昭和33年9月25日付けの職業訓練校発行のA課程修了書を提出し、同校及び公共職業安定所から、社会保険完備の事業所として紹介を受けて、訓練終了後直ちに当該事業所に入社したことを主張して再申立てを行っている。

そこで、当該事業所に係るオンライン記録から、住所の判明した元従業員40人に、当該事業所における厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、職業訓練校を経て当該事業所に入社した複数の元従業員が、当該事業所には試用期間があり、自身が記憶している入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日が異なっている旨供述している。

また、申立人と同じ職業訓練校の同期生である複数の元同僚に照会したところ、元同僚が記憶する入社日は昭和 33 年 10 月 1 日であるが、厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人と同日の 34 年 4 月 1 日であることが確認できることから、当該事業所において、入社後直ちに厚生年金保険の加入手続が行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。